

物品売買契約書（案）

- 1 物件名および数量 入札番号 第1号 乗用自動車（ダイハツ ビーゴ）1台
- 2 契約金額（車両本体価格） ¥ ー
（うち消費税額及び地方消費税 ¥ ー）
自賠責保険料未経過期間相当額 ¥ 0 ー
（非課税取引）
自動車重量税未経過期間相当額 ¥ 0 ー
（非課税取引）
自動車リサイクル料金 ¥ 9, 4 1 0 ー
（非課税取引）
- 3 物件所在場所 三陸中部森林管理署敷地内（岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5）
- 4 契約保証金 免除又は落札金額の100分の10以上に相当する金額
- 5 代金納付期限 令和 年 月 日（契約日から20日以内）
- 6 物件引渡期限 代金納入の日から15日以内

上記の物件について、売渡人 分任契約担当官 三陸中部森林管理署長 岩間 由文を甲とし、買受人 を乙とし、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

壳渡人（甲）岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5

分任契約担当官

三陸中部森林管理署長 岩間 由文 印
登録番号 T8000012050001

買受人 (乙)

条 項

第1条

乙は、この契約により生ずる権利または、義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡または継承させてはならないものとする。

第2条

乙は、この契約を履行することについて、売買契約上、必要な慣行に属する事項またはこの契約に関して疑義が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

第3条

- 1 乙は、契約保証金（入札額に消費税額を加算した）を納付しなければならない。
- 2 乙が代金を納入しない場合、契約保証金は国庫に帰属する。

第4条

- 1 乙は、契約書に定める代金について契約日から起算して20日以内に甲の指定する方法により納入しなければならない。
- 2 前条の契約保証金のうち現金をもって納付されたものについては、代金に充当されるものとする。
- 3 乙は、納付期限までに甲に代金の全部又は一部を納付できないときは、その未納分（前項の場合は、契約保証金相当額を含む）に対し納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。
- 4 前項により代金及び延滞金を納付した場合においては、延滞金から順序に充当するものとする。

第5条

- 1 甲は、乙から代金が納付された日から15日以内に当該物件を引渡すものとする。甲から乙に物件の引渡し完了した時点をもって所有権が移転したものとする。
- 2 引渡しは、物件所在場所において行い、当該物件の運搬手配及び運搬については、乙の責任で行うこととし、その諸経費は乙の負担とする。
- 3 引渡し後に発生・判明した事由については、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 4 名義変更等の手続き完了後は車検証、またはこれに類する書類（登録識別情報等通知書など）の写しを甲に提出するものとする。

第6条

乙は、物品に表示されているステッカー類を剥離するものとして、剥離後は甲にその写真を提出するものとする。

第7条

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として当該解除にかかわり金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
- (3) 乙が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

第8条

本契約において、特に金額が明記されているものを除き、違約金、延滞金等、率で表されているものについては、全て消費税等が加算された総契約金額を対象とする。

第9条

この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第10条

- 1 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。
- 2 前項に規定する第三者については、甲、乙協議のうえ選定することとする。